



独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センターと
「災害時における医療救護活動についての協定」を締結
～大規模な地震や風水害時に協力連携～

河内長野市と独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター（以下「大阪南医療センター」）は、「災害時における医療救護活動についての協定」を締結します。

この協定は、大規模な地震や風水害等の災害が発生し、河内長野市地域防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要性が生じた際に、災害医療センターの指定及び、医療救護班の派遣、救護所等における医療救護活動などを行うなど、市と大阪南医療センターが連携するものです。

【協定名】

「災害時における医療救護活動についての協定」

【協定の内容】

- (1) 災害医療センターの指定
- (2) 医療救護班の派遣及び市の設置する救護所、避難所での下記の医療救護活動
 - ・患者に対する応急処置
 - ・医療機関への搬送要否の決定及びトリアージ
 - ・搬送困難な患者及び軽傷患者に対する医療
 - ・助産活動
 - ・被災者の健康管理
 - ・死亡の確認
 - ・その他状況に応じた処置

【協定書調印式】

- ◆開催日時：平成29年2月27日（月） 16：00～16：30
- ◆場所：河内長野市役所 3階庁議室（河内長野市原町一丁目1番1号）
- ◆出席者：河内長野市
市長 島田 智明
副市長 榊井 繁春、副市長 塩谷 聡
大阪南医療センター
院長 齊藤 正伸
事務部長 野村 和範